

第2節 みどりの保全 - みどりは空気の清浄機 -

1. 緑地保全の現状

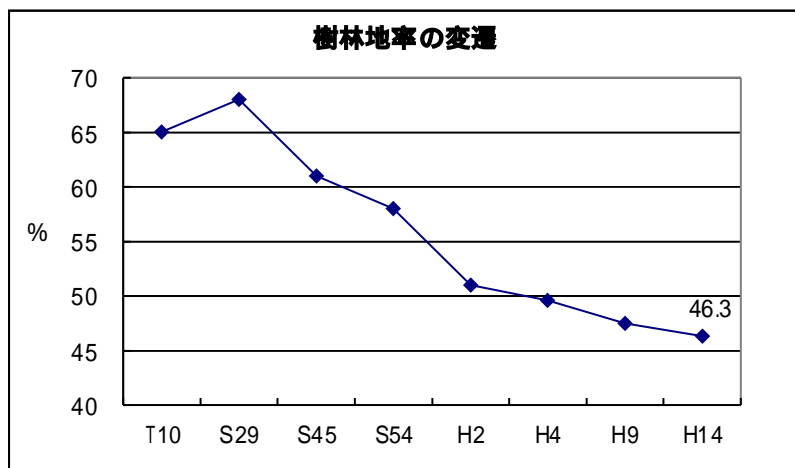
八王子は山地・丘陵や台地など多様な地形や植生など豊かな自然環境をもち、緑地が市域の6割以上を占める都内でも有数のみどりが多く残る地域です。

本市の定住意向の理由として「緑が多く自然に恵まれている」という回答が18年度市政世論調査においてもトップを占め(59.2%)、市民のみどりに対する要望が強いことが表れています。

また、みどりは、市民生活にやすらぎやうおいを与えるだけでなく、地球温暖化の原因にもなっている二酸化炭素を吸収し、(年間1ヘクタールあたり約3.9t)その環境浄化作用が大きな注目を集めています。

現在、市街地を取り巻く森林・樹林地・農地は、農林業従事者の高齢化・後継者不足で管理が充分に行き届かないことや開発などにより土地が改変され、昭和45(1970)年に61%を占めていた樹林地率が平成14(2002)年には、46.3%まで減少するなど、全体的にみどりの減少が進んでいます。とりわけ中心市街地では、緑被率が10%を切り、まとまったみどりが少なくなっています。

また、市内の緑地には、希少な動植物が生息している情報も寄せられており、みどりとしての環境的価値に着目するとともに、生物多様性の観点から、貴重な緑地を八王子市の緑地保護地区および斜面緑地保全区域、東京都の緑地保全地域に指定し、その保全を図っているところです。



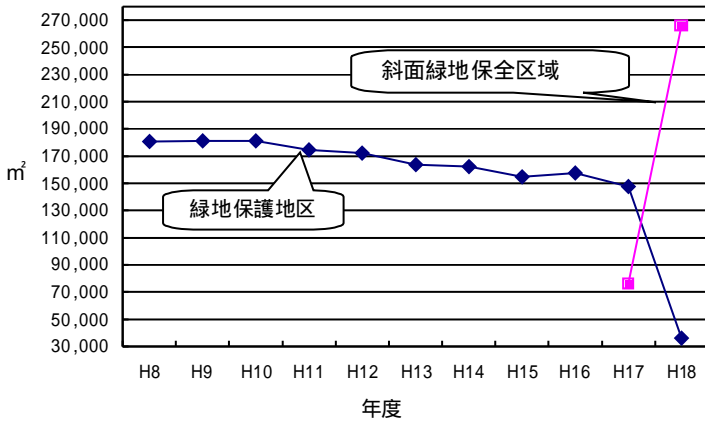
左記における樹林地率の変遷については、平成2年までが「八王子市緑地保全計画報告書」における樹林地率の数値であり、平成4年以降については、「土地利用現況調査」の樹林地率の数値となります。

2. 緑地保全の取り組み

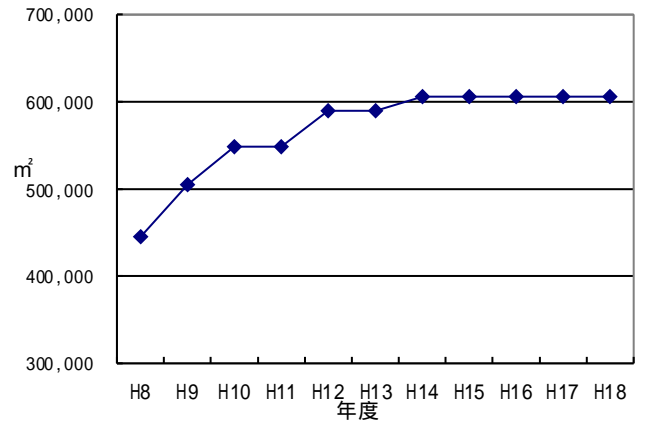
(1) 緑地保護地区の指定

八王子市緑化条例に基づき、土地所有者と一定期間の協定を結び、緑地保護地区として指定することで民有の樹林地の保全を図るもので、維持管理経費の一部を支援し、適正な管理を行うとともに、伐採などの行為については、届け出を義務付けています。18年度には、「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき斜面緑地保全区域へ移行したため、19年3月31日現在の指定は、4箇所、面積36,345㎡となっています。

八王子市緑地保護地区・斜面緑地保全区域面積推移



八王子市内の東京都緑地保全地域面積推移



(2) 東京都の緑地保全地域の指定

東京都は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、樹林地、水辺地等が単体または一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な区域を緑地保全地域に指定し、都民の大切な財産として未永く残していこうとしています。指定地域は、19年3月31日現在、11箇所、面積605,597㎡に及んでいます。

(3) 多摩の森林再生事業

森林の働きを回復させるため、東京都と森林所有者の間で協定を結び、手入れが行われず荒廃しているスギ・ヒノキの人工林の間伐を、市が東京都から受託し、実施しています。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18
間伐実施面積 (ha)	24.5	62.7	78.8	77.8	53.4

(4) 生産緑地地区のみどり

市街化区域内の農地は、新鮮・安全な作物の供給とともに、災害時の防災機能、ヒートアイランド現象の緩和、環境保全機能、都市にうるおいを与える機能など、多面的な機能を担っています。指定面積は少しずつ減少していますが、17年度から、生産緑地地区の追加指定を行い、市街化区域内農地の保全と指定面積の拡大を図っています。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18
指定面積 (ha)	276.3	273.0	270.5	272.1	269.4

3. 市街地内みどりを保全する施策

市街地にある丘陵地の斜面に残る緑地のみどりを市、市民、事業者及び土地所有者が一体となって保全していくため、それぞれの責務を明らかにするとともに、保全すべき緑地の指定とこれに伴う支援や緑地の管理の基本的事項を定めた「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を制定しました。また、その施策の実現を図るため、「緑化基金条例」を改正し「みどりの保全基金条例」を制定しました。

(1) 「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づく施策

市街地にある丘陵地、特に斜面に残る緑地は、近年の宅地化などにより徐々に減少しており、今までその保全に取り組んできましたが、法や都条例等による十分な保全措置もないことから、この貴重なみどりを守っていくことが非常に困難な状況になっています。

これらの斜面緑地のみどりは、わたしたちの身近な生活圏内にあり、その自然の景観は心を豊かにするだけでなく、それと深いかわりを持つ動植物の生息地となっており、また、木々による環境浄化作用を通して健康保持にも大きな影響を及ぼしています。

そこで、これらの役割を「みどりが持つ環境的な価値」と考え、この残り少なくなっている斜面緑地のみどりを保全できるような新たな仕組みづくりに取り組み、「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を17年7月1日に施行しました。この条例の大きな特徴は、下の5つになります。法律やこれまでの条例では保全しきれない樹林地を守っていきます。

斜面緑地保全区域の指定

公募市民や学識経験者などで組織する委員会と市民の意見を反映し、市街地内で樹林地が連続し良好である区域を「斜面緑地保全区域」に指定します。

みどりの環境的な価値に相当した支援

保全区域内の土地所有者に対してみどりの環境浄化作用の価値に相当する額と、維持管理にかかる経費の一部を支援します。

保全区域内の行為の届出

樹木を伐採する場合などは届け出るように義務付けし、基準に適合しない場合は指導・勧告・公表します。

みどりの保全基金の活用

市、市民・事業者・土地所有者が協働してみどりを保全するために、「みどりの保全基金」を活用していきます。

保全団体などの育成・支援

斜面緑地のみどりの保全を目的に活動する団体を育成し、土地所有者にその情報を提供します。

H18.4.1 指定 107,542.05㎡(緑地保護地区からの移行)
H18.6.20 指定 3,778.00㎡(金比羅斜面緑地保全区域)

H19.2.14指定 81,056.03㎡

(新規指定：谷野、宇津木、暁町ひよどり山、石川天野、十二社、長沼、下柚木、大石やかた、川口さげ坂、石川田島、横川西、石川高倉野、打越大畑、館町和田および三田の各斜面緑地保全区域)

これにより、19年3月31日現在、市内23ヶ所、指定面積266,153.08㎡となっています。

(2) みどりの保全基金の活用

市街地の丘陵地に残る緑地など、市民共有の貴重な財産であるみどりの保全と中心市街地などの緑化を推進するため、「緑化基金条例」を改正し、「みどりの保全基金」を制定しました。基金の財源として、開発行為による植樹委託金及びごみ指定収集袋の収入等を繰入れ、基金の充実を図っています。

4. みどりの公有化

18年度に、由木地区に残る貴重なみどりを恒久的に保全するため、「みどりの保全基金」の一部を活用し、「由木めぐみ野緑地(68,635.24㎡)」を取得し、公有化を図りました。

平成18年度公有化緑地

由木めぐみ野緑地

68,635.24㎡

5. みどりの創造

(1) 道路の緑化

緑化の推進、騒音の低減、排気ガスの防御など、道路中央部や歩道部への植樹帯の設置または植栽ますへの小花壇の設置など、可能な箇所への植樹に努めています。

市道の新設にあっても、可能な箇所について街路樹や低木の植栽をしていきます。

また、国や都に対しては、道路の新設や拡幅などの実施計画の段階において、道路の緑化を行うよう、積極的に働きかけています。



うるおいのある街路樹

(2) 生け垣造成の補助

沿道のみどりを増やすため、また、既存塀の生け垣化を図るため、かかった費用の一部を補助しています。

18年度は、35件、延長約420メートルについて補助を行いました。年々申請が減る傾向にあります。

防災面からも既存塀の生け垣化を図るよう、また新築および増改築の際は生け垣をつくるよう、積極的に広報・啓発していきます。



沿道の緑化(生け垣)

(3) 花づくり事業



八王子駅北口のマルベリーブリッジ上に、市とボランティアとの協働で四季折々の花を植え、育てる花づくり事業を展開しています。

四季の花の選択から植栽のデザイン、維持管理までをボランティアの皆さん(マルベリー花づくり会)が中心となって実施しています。

18年度は、プランター21基、フラワーポット8基及び中央植栽帯の約20㎡の場所に、約3,100本の花苗を植え付け、行き交う人々を和ませています。

6. 今後の展開

緑地の保全については、斜面緑地保全委員会などの意見を聞きながら、「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づく斜面緑地保全区域の指定拡張、引き続き土地所有者への支援、また、維持管理のための保全団体の育成を開始するとともに、「みどりの保全基金」を活用しながら、貴重なみどりの保全に努めます。市街地のみどりについては、道路の緑化をはじめ、生け垣設置の助成を積極的にPRしていきます。また、花づくり事業については、これまでの市民との協働事業をさらに充実させ、八王子の玄関としての「顔」に彩りを添えていきます。

7. 評価

環境基本計画における5つの重点取り組みの内「みどり」の分野について、3段階からなる評価を行いました。また、市の内部評価および環境推進会議における市民との相互評価は以下のとおりです。(評価の手法については15ページ参照)

主な目標

- ・斜面緑地保全区域の拡大
- ・公園アドプト制度適用箇所の拡大
- ・手入れされていない人工林の間伐
- ・みどりの保全基金の財源拡充及び活用

評価 : (当初の目標を達成した)

<市の内部評価>

市街地内の貴重なみどりの保全のための斜面緑地保全地区の指定及び市民との協働による公園管理のための公園アドプト制度の推進については、目標値を大きく上回ったことは評価できる。今後も、制度の周知に努め、積極的に推進すること。

また、森林再生事業については、土地所有者の理解を得ながら東京都と充分調整し、取り組むこと。みどりの保全基金については、資金の積み立てとその活用に努めること。

<環境推進会議での評価>

斜面緑地保全区域の指定拡大及び公園アドプト制度の拡充について、今後とも推進してほしい。

森林再生事業の推進については積極的に取り組むこと。

緑地保全・緑化推進を図り、みどりの保全基金の更なる活用に努めること。